

仕 様 書（リース料決定用）

1 件 名

戸籍システム機器・クラウド化機器リース

2 リース物件

物件見積書のとおり

3 リース期間

令和8年12月1日から60か月（1か月毎60回払い）

4 そ の 他

- (1) リース終了後は、リース業者へ返却するものとし、その費用は発注者が負担すること。ただし、ソフトウェアについては現状有姿のまま返却とします。
この旨を契約書に記載してください。
※ 返却時の回収場所は、「5 納入場所」のとおりです。
- (2) リース物件返却時における記憶媒体からのデータ消去は、別途協議のうえで定めるものとします。
- (3) リース料に固定資産税、動産総合保険料を含みます。
- (4) 本契約は長期継続契約となるため、契約書には下記条項を入れてください。

第〇条（予算の減額又は削除に伴う解除）

甲は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除し、乙に損失が生じた場合は、乙はその損失の補償を甲に対して請求できるものとする。
この場合における補償額は、甲乙協議して定める。

5 納入場所

- (1) 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地
十日町市役所 地下1階 郵送証明センター事務室・宿直室
- (2) 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地
十日町市役所 1階 市民生活課
- (3) 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地
十日町市役所 2階 サーバー室
- (4) 新潟県十日町市水口沢12番地
十日町市役所 川西支所 2階 地域振興課
- (5) 新潟県十日町市上山己2133番地
十日町市役所 中里支所 1階 地域振興課
- (6) 新潟県十日町市松代3252番地1
十日町市役所 松代支所 2階 地域振興課
- (7) 新潟県十日町市松之山1597番地2
十日町市役所 松之山支所 1階 地域振興課

6 納入期限

令和8年11月30日（月）

7 担 当 者

市民福祉部 市民生活課 広沢 萌
TEL 025-757-3116